

特別障害者手当

以下に示す障がいの状態にあり、かつ、常時特別の介護を必要とする場合に該当となります。

- ・政令別表第2の3～5に該当し、日常生活動作評価表10点以上
- ・政令別表第1-8に該当し、安静度表1
- ・政令別表第1-9に該当し、日常生活能力判定表14点以上
- ・政令別表第2のうち2つに該当
- ・政令別表第2のうち1つに該当し、次表のうち2つに該当

<政令別表第1>

1	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの(視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。)
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
3	両上肢の機能に著しい障がいをも有するもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいをも有するもの
8	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が1～7と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
9	精神の障がいであって、1～7と同程度以上と認められる程度のも
10	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が1～7と同程度以上と認められる程度のも

<政令別表第2>

1	以下の視覚障がい(視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。)	
	(1)	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
	(2)	一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
	(3)	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
	(4)	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	
3	両上肢の機能に著しい障がいをも有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをも有するもの	
4	両下肢の機能に著しい障がいをも有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの	
5	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをも有するもの	
6	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が1～5と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも	
7	精神の障がいであって、1～6と同程度以上と認められる程度のも	

<次表>

1	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
2	両耳の聴覚レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障がいをもつもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声又は言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7	1上肢の機能に著しい障がいをもつもの又は1上肢の全ての指を欠くもの若しくは1上肢の全ての指の機能を全廃したもの
8	1下肢の機能を全廃したもの又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつもの
10	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が1～9と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

<日常生活動作評価表>

動作	0点	1点	2点
タオルを絞る	ひとりのできる	ひとりできてもうまくできない	ひとりでは全くできない
とじひもを結ぶ	5秒以内のできる	10秒以内のできる	10秒ではできない
かぶりシャツを着て脱ぐ	30秒以内のできる	1分以内のできる	1分ではできない
ワイシャツのボタンをとめる	30秒以内のできる	1分以内のできる	1分ではできない
すわる(正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を継続する)	ひとりのできる	ひとりできてもうまくできない	ひとりでは全くできない
立ち上る	ひとりのできる	ひとりできてもうまくできない	ひとりでは全くできない
片足で立つ	ひとりのできる	ひとりできてもうまくできない	ひとりでは全くできない
階段の昇降	ひとりのできる	ひとりできてもうまくできない	ひとりでは全くできない

< 安静度表 >

項目	1度(絶対安静)	2度(終日横になっている)	3度(短時間離床してよいが、主に横になる)
食事	寝たまま食べさせてもらう	横になるか又は物にもたれて食べる	食卓又は食堂で食べる
排便	便器を使う		便所へ行く
面会談	いけない	安静時間以外の時間に連続15分以内	安静時間以外の時間に連続30分以内
歩行	いけない		室内のみ(最小限)
清拭と入浴	入浴は不可、清拭は医師の医師による	入浴はいけない、清拭は人にしてもらう	
洗髪	いけない	人に拭いてもらう	人に洗ってもらう
外来受診	外来受診はいけないが、病状について常に医師と連絡を保つ		月1回
自由時間の内容	自由時間はない		室内でできる極めて軽いことに限る
禁止事項	日光浴・飲酒・煙草・体操・声楽・湯治など		

< 日常生活能力判定表 >

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
食事	ひとりできる	介助があればできる	できない
用便(月経)の始末	ひとりできる	介助があればできる	できない
衣服の着脱	ひとりできる	介助があればできる	できない
簡単な買物	ひとりできる	介助があればできる	できない
家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
刃物・火の危険	わかる	少しわかる	わからない
戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない